

第 1 回再犯防止推進協議会における「骨子案」に対する意見への対応について

	意見	対応
山形保護観察所	○再犯防止の取組みは、第4次山形県総合発展計画柱の4「県民が安全・安心を実感し、総活躍できる社会づくり」の項目の6「県民誰もが個性や能力を發揮し、活躍できる環境の整備」に資するものにあたると思われるので、その旨明記してはどうか。	○「第1章計画の趣旨等」の「2計画の位置づけ」(p1)において「第4次山形県総合発展計画」の個別計画と位置づけ、連動して進めていくことを明記しました。
羽陽和光会	○再犯をなくすという方向性を示したほうがよい。	○「第3章計画の基本方針等」の「2基本目標」(p9)において、「 <u>生きづらさを抱え罪を犯した人誰もが立ち直り、犯罪がなく、県民が安心して暮らしていくことのできる山形県を目指します。</u> 」と記載し、再犯をなくしていく考え方を明記しました。
	○依存症対策については、薬物依存以外にもアルコール等他の依存症対策が必要である。	○「第4章施策の柱と具体的施策」の施策の柱「Ⅱ保健医療・福祉サービスの利用の促進」のうち施策「2薬物等依存を有する者への支援」の取組みにおいて、依存症全般に対する取組み(p18障がい福祉課)を進めていくこととします。
地域生活定着支援センター	○住居の確保が重要であり、このことを踏まえた施策とすべきである。また、就労の場に加えて、自分の役割を果たせる、社会参加を実感できる場(ボランティアなど社会活動、活躍の場など)も重要である。	○「第4章施策の柱と具体的施策」において、施策の柱を「Ⅰ就労と住居の確保」から「Ⅰ住居と就労等の確保」に修正したうえで、「2就労や社会参加の促進」を施策として位置づけました。 また、具体的な取組みとして、地域の居場所づくりの取組み(p11長寿社会政策課)やボランティア活動への支援(p14県社会福祉協議会)を進めていくこととします。
仙台少年鑑別所山形少年鑑別支所	○性犯罪者は必ずしも再犯リスクは高いといえないが、被害者への影響が大きく、県民の関心も高いと思われる。また、暴力団関係者や性犯罪者に対しては、単なる「指導の強化」ではなく、犯罪の特性に応じた効果的な指導が必要である。こうした点を踏まえた施策とすべきである。	○「第4章施策の柱と具体的施策」において、施策の柱を「Ⅳ地域帰住の段階や犯罪の特性等に応じた効果的な指導」(p23)としたうえで、「2犯罪による社会への影響が大きい性犯罪者や再犯リスクの高い暴力団関係者等への効果的な指導」(p25)を施策として位置づけました。
	○犯罪傾向の進んでいない者を再犯させないことに重点をおいて支援していくことを検討してほしい。	○再犯防止の取組みについては、初犯者や累犯者という区分だけでなく出所者等が抱えるそれぞれの課題等や刑事司法手続きの段階等に応じた支援が必要と考えています。 このうち、犯罪傾向の進んでいない者への対応としては、「第4章施策の柱と具体的施策」の施策の柱「Ⅳ地域帰住の段階や犯罪の特性等に応じた効果的な指導」の施策「1刑事司法手続きや地域帰住等の段階に応じた切れ目のない支援」において、「入口支援」の取組み(p24山形地方検察庁)等を進めていきます。
社会福祉士会	○学校と連携した修学支援については、大変重要な取組みであるため、教育関係団体等を再犯防止推進協議会の構成団体に加えることを検討してほしい。	○第2回目の協議会から、自立準備ホームとして保護観察の青少年の受入れ実績があり、学習支援にも取り組んでいる「NPO法人東北青少年自立援助センター蔵王いこいの里」様から参画いただくこととしました。